

山梨学院大学学則

第 1 章 目的及び使命

- 第 1 条 本大学は、法令の定めるところに従い法学、経営学、栄養学、国際リベラルアーツ及びスポーツ科学の理論とその応用とを教授研究し、広い教養と深い専門の知識をもつ有為の人材を養成することを目的とする。
- 第 2 条 本大学法学部は、法学及び政治行政学を学んで正義と衡平の観念を基礎とした識見ある人材を育成し、国家社会に寄与することをもってその使命とする。法学科においては、法学の基本的素養を備え、公正・公平の観点から現代社会が直面する諸問題に対応できる能力を養成し、もって社会正義の実現に貢献できる人間の育成を教育目的とする。政治行政学科においては、現代における公共空間の変容に対応した、行政、市民、企業を主たる担い手とする政治社会のあり方に関する歴史的、理論的、政策志向的な教育・研究に取り組み、公共性と社会性を備えた人間としての人格的成長を促進していくことを教育目的とする。
- 2 本大学経営学部は、経営学を学んで現実のビジネスが必要とする人材を育成し、国家社会に寄与することをもってその使命とする。経営学科においては、経営学・マーケティング・会計学・経済学などの専門知識を有したうえで、それらを主体的に実践する能力、及び社会に対する関心・法令遵守の精神や誠実さといった社会性・倫理性を養うことを教育目的とする。
- 3 本大学健康栄養学部は、栄養学を学んで食と健康に関わる分野で活躍する人材を育成し、国家社会に寄与することをもってその使命とする。管理栄養学科においては、管理栄養士の養成を中核として、保健・医療・教育・福祉・介護の分野において健康の保持増進・疾病の予防と改善を目指す栄養マネジメントを遂行できる能力を育成するとともに、地域社会の食生活と健康の向上に貢献する資質を養うことを教育目的とする。
- 4 本大学国際リベラルアーツ学部は、英語による卓越したコミュニケーション能力と国際的な視点に基づく教育の実践により、グローバルな視野を有する専門知識を身に付けた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを教育目的とする。
- 5 本大学スポーツ科学部は、スポーツ科学の知と技の修得とスポーツ競技力の向上・実技能力の向上を基盤とし、トップスポーツ（競技者のスポーツ）と地域スポーツ（みんなのスポーツ）との好循環システムを推進していくことのできる人材を育成し、国内外のスポーツ振興に貢献することを教育目的とする。
- 第 2 条の 2 本大学は、本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 自己点検・評価の実施組織、点検・評価項目、評価方法等必要な事項については、別に定める。
- 第 2 条の 3 本大学は、本大学及び学科（大学院にあっては、大学院及び研究科）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあっては、第 3 号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。
- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第 2 号に掲げる教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、同項第 1 号に掲げる卒業の認定に関する方針との一貫性の確保に特に意を用いることとする。
- 第 2 条の 4 本大学は、本大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 学部学科の組織

第 3 条 本大学に次の学部学科をおく。

法 学 部	法 学 科	・	政 治 行 政 学 科
経 営 学 部	経 営 学 科		
健 康 栄 養 学 部	管 理 栄 養 学 科		
国 際 リ ベ ラ ル ア ー ツ 学 部	国 際 リ ベ ラ ル ア ー ツ 学 科		
ス ポ ー ツ 科 学 部	ス ポ ー ツ 科 学 科		

第 2 章の2 大 学 院

- 第 3 条の2 本大学に大学院をおく。
2 大学院の学則は別にこれを定める。

第 3 章 修 業 年 限

- 第 4 条 修業年限は4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。
2 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

第 4 章 学年、学期、授業週数及び休業日

- 第 5 条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。後期入学生の学年は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

- 2 学年を分けて次の2期とする。

前 期	4月1日から8月31日まで
後 期	9月1日から3月31日まで

- 3 教育上有益と認めるときは、前項に定める後期末の期間を利用して、冬期特別授業期間を定めることができる。

- 第 6 条 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

- 第 7 条 学年中定期休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 6月3日
- (4) 春季休業 3月16日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月7日から8月30日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時休業日を定めることができる。

第 5 章 学部学科別収容定員

- 第 8 条 本大学の収容定員を次のとおり定める。

学 部	学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員
法 学 部	法 学 科	200名	—	800名
	政 治 行 政 学 科	150名	—	600名
経 営 学 部	経 営 学 科	220名	—	880名
健 康 栄 養 学 部	管 理 栄 養 学 科	40名	10名	180名
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	60名	—	240名
ス ポ ー ツ 科 学 部	ス ポ ー ツ 科 学 科	190名	—	760名

第 6 章 授 業 科 目 及 び 単 位 数

- 第 9 条 本大学において開設する授業科目の種類及び単位数は、別表Iのとおりとする。

- 2 本大学は、学部学科ごとに定める学士の学位を取得するための課程のほか、本学が開設する授業科目を活用し、学生が所属する学部学科の分野以外の特定分野又は特定課題に関する教育課程（以下、「副専攻」という。）を編成することができるものとする。

- 第 9 条の2 本大学は、本大学における授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

- 2 授業の内容及び方法の改善を図るための実施組織等については、別に定める。

- 第 9 条の3 本大学は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示する。

第 7 章 履 修 方 法

第 10 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする教育内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 11 条 前条の授業科目を履修すべき学年は次のとおりである。

- (1) 第 1 学年から専門教育科目を履修せしめ、逐次これを増加する。
- (2) 自由科目は各学年で履修することができる。
- (3) 必修科目は配当された学年で履修し合格しなければならない。
- (4) 選択科目は各学年に配当された科目だけでなく、下級学年に配当された科目も選択履修することができる。

第 12 条 法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科は、総合基礎教育科目を、必修科目を含め 2 8 単位以上履修しなければならない。

2 健康栄養学部管理栄養学科及びスポーツ科学部スポーツ科学科は、総合基礎教育科目を、必修科目を含め 2 0 単位以上履修しなければならない。

第 13 条 法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科は、外国語教育科目を、第 1 学年に 1 カ国語 4 単位履修しなければならない。

2 健康栄養学部管理栄養学科は、外国語教育科目を、第 1 学年に 1 カ国語 4 単位履修しなければならない。

3 スポーツ科学部スポーツ科学科は、外国語教育科目を、第 1 学年及び第 2 学年にわたり 1 カ国語 8 単位履修しなければならない。

第 14 条 国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科の履修に関する規定は、別にこれを定める。

第 15 条 法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科は、専門教育科目を、必修科目及び選択科目を含めて 9 2 単位以上履修しなければならない。

2 健康栄養学部管理栄養学科は、専門教育科目を、必修科目及び選択科目を含めて 1 0 0 単位以上履修しなければならない。

3 スポーツ科学部スポーツ科学科は、専門教育科目を、必修科目及び選択科目を含めて 7 4 単位以上履修しなければならない。

第 16 条 自由科目は、別に定めるところを除き、卒業所要単位外とする。

第 17 条 各学年における履修単位数の最高限度は次のとおりである。

学年	学部 学科	法 学 部		経営学部	健康栄養学部	国際リベラルアーツ学部	スポーツ科学部
		法 学 科	政治行政学科	経営学科	管理栄養学科	国際リベラルアーツ学科	スポーツ科学科
1 年		4 0 単位	4 0 単位	4 8 単位	4 4 単位	3 6 単位	4 0 単位
2 年		4 4 単位	4 4 単位	4 8 単位	4 4 単位	4 2 単位	4 0 単位
3 年		4 4 単位	4 4 単位	4 8 単位	4 4 単位	4 2 単位	4 0 単位
4 年		4 8 単位	4 8 単位	5 0 単位	4 8 単位	4 2 単位	4 4 単位

第 8 章 卒 業 の 認 定 及 び 学 習 評 価

第 18 条 卒業に要する単位は次のとおりである。

〔法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科〕

総合基礎教育科目	28単位
外国語教育科目	4単位
専門教育科目	92単位 (必修を含む)
総計	124単位

[健康栄養学部管理栄養学科]

総合基礎教育科目	20単位
外国語教育科目	4単位
専門教育科目	100単位 (必修を含む)
総計	124単位

[国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科]

総計	124単位 (必修を含む)
----	---------------

[スポーツ科学部スポーツ科学科]

総合基礎教育科目	20単位以上
外国語教育科目	8単位
専門教育科目	74単位以上 (必修を含む)
総計	124単位

第19条 単位修得の可否は次の各号に定める方法によってきめる。ただし、保健体育実技、実験、実習などは平素の成績によってきめることができる。

- (1) 定期試験
- (2) 授業内テスト、レポート、報告
- (3) その他、各学科が相当と認める事由

2 修得できなかった者については、別に定めるところに従い追・再試験を行うことができる。

第20条 法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科、健康栄養学部管理栄養学科、スポーツ科学部スポーツ科学科の学業成績の評価は、④、A、B、C及びDとし、C以上を合格、Dは不合格とする。

2 国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科の学業成績の評価は、A、B、C、D、P、F及びNPとし、D以上及びPを合格、F及びNPは不合格とする。

3 合格した授業科目については所定の単位数を与える。

第20条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業を履修させることができる。

2 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第20条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における履修科目とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第20条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9章 卒業、学位及び学修証明

第21条 大学に通算4年以上在学して所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、在学期間が4年を超える者については、卒業に必要な単位を前期に修得した場合には、教授会の議を経て学長が前期の卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

3 学則第18条に規定する卒業の要件を満たした者が、引き続き学修の継続を希望するときは、教授会の議を

経て学長は在学の延長を許可することができる。

4 前項の在学を延長できる期間は、原則として、卒業の要件を満たした学年の翌年度1ヵ年とし、再度在学の延長を希望する者については、1ヵ年を限度として更に在学の延長を許可することができる。ただし、学則第4条第1項に規定する年数を超えることはできない。

5 在学の延長を許可された者の卒業は、在学期間が終了する年度とする。

第22条 前条により卒業を認定した者に対して、次の区分に従って学士の学位を授与する。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---------|----|---|----|---|----|---|---|---|---|----|---|---|-------------|
| (1) | 法 | 学 | 部 | 法 | 学 | 科 | 学 | 士 | (法 | 学) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 法 | 学 | 部 | 政 | 治 | 行 | 政 | 学 | 科 | 学 | 士 | (政治行政学) | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | 経 | 営 | 学 | 部 | 経 | 営 | 学 | 科 | 学 | 士 | (経 | 営 | 学) | | | | | | | | | | | | |
| (4) | 健 | 康 | 栄 | 養 | 学 | 部 | 管 | 理 | 栄 | 養 | 学 | 科 | 学 | 士 | (栄 | 養 | 学) | | | | | | | | |
| (5) | 国 | 際 | リ | ベ | ラ | ル | ア | ー | ツ | 学 | 部 | 国 | 際 | リ | ベ | ラ | ル | ア | ー | ツ | 学 | 科 | 学 | 士 | (国際リベラルアーツ) |
| (6) | ス | ポ | ー | ツ | 科 | 学 | 部 | ス | ポ | ー | ツ | 科 | 学 | 科 | 学 | 士 | (ス | ポ | ー | ツ | 科 | 学) | | | |

第22条の2 副専攻の授業科目について所定の単位を修得し、その学修成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて学修証明を授与することがある。

2 学修証明に関して必要な事項は別に定める。

第10章 入 学

第23条 入学は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

第24条 本大学に入学することのできる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第25条 次の各号の一に該当する者の再入学、転入学又は編入学の許可は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本大学を退学した者で再び同一学科に入学を希望した者
- (2) 他の大学の学生で当該学長、又は学部長の承認を経て入学を志願した者
- (3) 大学を卒業した者又は退学した者
- (4) 短期大学（外国の短期大学、我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）、高等専門学校を卒業した者、又は専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学部長が決定する。

第25条の2 転学部・転学科は、学年の始めに限り、願出により選考のうえ許可することがある。

第26条 入学志願者は、所定の書類及び入学検定料を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、入学試験要項において定める。

第27条 入学を許可された者は所定の期日までに入学金、授業料、その他本学が定める書類を提出しなければならない。

第28条 保証人は2名としその1名は保護者（保護者のない場合はこれにかわる親族等）、他の1名は身元確実にして一家計を立てている者とする。

第29条 保証人は学生の在学中本人に関する一切の事件について連帯の責任を負わなければならない。

第11章 休学、転学、退学及び除籍

第30条 疾病その他の事由により3ヶ月以上就学できない場合には、所定の医師の診断書又は詳細な事由書を添えて保証人連署の上、願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 海外留学に際し、本学が機関責任を担う交換留学生、派遣留学生、認定留学生は、留学中の休学を要しない。

第31条 休学期間は引き続き1年を超えることが出来ない。ただし特別の理由がある場合は1年を限度とし休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は第4条の在学期間に算入しない。

第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は学長の許可を得て復学することができる。

第33条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記して願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第35条 学生が次の各号の一に該当する場合はこれを除籍する。

- (1) 授業料その他義務金の納付を怠り督促しても納入しない場合
- (2) 第4条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えても、なお休学の理由が消滅しない者
- (4) 督促を受けても当該年度の履修届を提出しない者
- (5) 長期間にわたって行方不明の者

第12章 授業料及び入学金

第36条 入学金、授業料及び教育充実費等は指定期日までに納入しなければならない。

2 授業料等納入金に関して必要な事項は別に定める。

第37条 入学金、授業料及び教育充実費等は、別表IVのとおりとする。

第38条 授業料及び教育充実費等は学生の出席の有無に拘らず学籍の存する限りこれを徴収する。ただし休学中の授業料については免除する。

第38条の2 学則第21条第1項但書による前期卒業及び第3項の規定により修業年限を超えて在学する者の授業料、教育充実費及び実習費は半額とする。

第39条 真に止むを得ない事情により学資の支弁が困難と認められる学生に対しては大学協議会の議を経て学長が授業料等の徴収を猶予することができる。

2 前項により授業料等の猶予を受けようとするものは、猶予願を学長に提出しなければならない。

第40条 既納の入学金、授業料及び教育充実費等は如何なる事由あるもこれを返付しない。ただし、指定期日までに入学辞退を届け出及び納入金の返還を申し出た場合には、入学手続時に納入した入学金を除く授業料及び教育充実費等を返付することがある。

第13章 賞 罰

第41条 学生に対する賞罰は大学協議会の議を経て学長がこれを行う。

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は大学協議会の議を経て学長が表彰する。なお、表彰に関して必要な事項は別に定める。

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は大学協議会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第 14 章 教 職 員 組 織

第 44 条 本大学に次の教職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 学 部 長
- (3) 教 員 教授、准教授、講師、助教、助手及び客員教授並びに非常勤講師
- (4) 職 員 事務長、事務員、雇員

第 45 条 学部長はその学部を統括する。

2 学部長は、理事会において任命する。学部長の任命及び任期については別に定める。

第 45 条の 2 本大学に統括副学長及び副学長を置くことができる。

2 統括副学長及び副学長は、理事会において任命する。統括副学長及び副学長の任命及び任期については別に定める。

3 統括副学長は、学長を助け、校務を総括し必要な調整を行う。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第 45 条の 3 本大学に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、理事会において任命する。副学部長の任命及び任期については別に定める。

3 副学部長は、学部長を助け、命を受けて学務をつかさどる。

第 46 条 教授は担当する専門学術の研究並びに教育に従事する。

2 准教授、講師、助教は教授を補佐し研究及び教育に従事する。

3 客員教授並びに非常勤講師は教授を補佐し研究、教育に従事する。

第 47 条 助教は教授又は准教授の指示に従い研究、教育に従事する。

第 48 条 事務長は学部の事務を統括する。

2 事務員、雇員は事務をつかさどる。

第 48 条の 2 本大学は、本大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 9 条の 2 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第 15 章 教 授 会 及 び 大 学 協 議 会

第 49 条 本大学の各学部教授会を置き、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

第 50 条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学部教授会は、次の事項について審議のうえ、学長、統括副学長、副学長、学部長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、進級、編入学、再入学、転部、転科、転学、退学、休学、復学、除籍、卒業に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 単位修得及び認定に関する事項
- (4) 教育及び研究の改善に関する事項
- (5) 学生の指導に関する事項
- (6) 学部内の教員人事に関する事項
- (7) その他教育上重要な事項として学長、統括副学長、副学長、学部長が意見を求めたもの

第 51 条 本大学に合同教授会を置き、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

第 52 条 合同教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

2 合同教授会は、次の事項について審議のうえ、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の教育に関する重要事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 各学部、各種委員会その他の機関の連絡調整に関する事項
- (4) その他全学に関する重要な事項として学長が意見を求めたもの

第 53 条 本大学の運営に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 統括副学長、副学長
- (3) 学部長

(4) 大学院研究科長

(5) その他学長が構成員として任命した者

第53条の2 大学協議会は学長がこれを招集し、議長となる。

2 大学協議会は、次の事項について審議のうえ、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 大学運営の基本方針

(2) 大学の予算編成及び予算執行の方針

(3) 各種委員会に関する事項

(4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項

(5) 全学の教員人事に関する事項

(6) 国際交流及び地域連携の推進に関する事項

(7) 学生の賞罰に関する事項

(8) その他大学運営に関する重要な事項として学長が意見を求めたもの

3 大学協議会で審議し、学長が決定した事項については、学長、統括副学長、副学長、学部長がこれを執行する。

第 16 章 学 長

第54条 学長は本学を統轄し代表する。

2 学長は理事会の定めた方針に基づき本学運営の責に任ずる。

第55条 学長は、学長候補者選考委員会の推薦を受けて理事会において選任する。

第55条の2 学長の任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

第 17 章 図 書 館

第56条 本大学に附属図書館を置き、図書館長はこの運営にあたる。

2 図書館に関する規則は別に定める。

第 18 章 寮 舎 及 び 厚 生 保 護 施 設

第57条 寮舎に関する規定は別にこれを定める。

第58条 削除

第 19 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、長期履修学生、外国人留学生

第59条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生は年度毎に許可する。

3 科目等履修生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第59条の2 単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生は年度毎に許可する。

3 特別聴講学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第59条の3 本学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は年度毎に許可する。

3 研究生については、本学則を準用する。

第59条の4 本学において、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、学修意欲、学修計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修業年限を超えた計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第59条の5 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生は年度毎に許可する。
- 3 聴講生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。
- 第60条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生の入学については本学則を準用する。

第20章 教 員 免 許 状

- 第61条 本大学に教職に関する専門科目を開設する。
- 第62条 本大学において中学校、高等学校教諭免許状、及び栄養教諭免許状を取得しようとする者は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目を履修し単位を取得しなければならない。
- 2 本大学で取得し得る教員免許状の種類は次の通りである。
- | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------|
| 法 学 部 法 学 科 | 中学校教諭一種免許状
高等学校教諭一種免許状 | 社 会
公 民 |
| 法 学 部 政 治 行 政 学 科 | 高等学校教諭一種免許状 | 公 民 |
| 経 営 学 部 経 営 学 科 | 高等学校教諭一種免許状 | 商 業 |
| ス ポ ー ツ 科 学 部 ス ポ ー ツ 科 学 科 | 中学校教諭一種免許状
高等学校教諭一種免許状 | 保 健 体 育
保 健 体 育 |
| 健 康 栄 養 学 部 管 理 栄 養 学 科 | 栄 養 教 諭 一 種 免 許 状 | |
- 第63条 教職に関する専門科目及びその単位数は第9条に定める通りとする。
- 第64条 教職に関する専門科目を履修しようとする者は別に定めるところに従い聴講料を納付しなければならない。

第21章 社会教育に関する科目

- 第65条 社会教育主事養成のため本大学に社会教育に関する科目を法学部政治行政学科専門教育科目として開設する。その授業科目及び単位数は別表Ⅰ及び別表Ⅱの通りとする。
- 第66条 社会教育法第9条の4第3号による社会教育主事の資格を得ようとする者は社会教育に関する科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。ただし本大学において教職に関する専門科目として履修した科目については重ねて履修することを要しない。
- 第67条 社会教育に関する科目に属する科目の授業は学生の自習の便宜を考慮し休日中にこれを集中して実施することができる。
- 第68条 削除

第22章 管理栄養士国家試験の受験資格に関する科目

- 第69条 本大学に管理栄養士国家試験の受験に際し必要な基礎資格に関する科目を開設する。
- 2 管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、栄養士法、栄養士法施行令、及び栄養士法施行規則の定めに基づく別表Ⅲの科目を履修し単位を取得しなければならない。

第23章 特 別 の 課 程

- 第70条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第24章 学 則 の 変 更

- 第71条 この学則の変更は理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

第25条、第37条授業料及び入学金の徴収は昭和47年度入学生より施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

(1) 第9条の教育課程表の改正規定は、平成元年度入学生より適用し、昭和63年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。

(2) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成元年度入学生より適用し、昭和63年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

(1) 第8条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
商 学 部	商 学 科	2 0 0 名

(2) 第9条の教育課程表の改正規定は平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。

(3) 第26条に規定する入学試験検定料及び第37条に規定する授業料の改正規定は、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

(1) 第8条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
法 学 部	行 政 学 科	1 5 0 名

(2) 第9条の教育課程表の改正規定は平成3年度入学生より適用し、平成2年度以前に入学した者の履修

については、なお従前の例による。ただし、法学部法学科の教科に関する専門教育科目及び教職に関する専門教育科目については、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の履修については、なお従前の例による。

- (3) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成3年度入学生より適用し、平成2年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。
- (4) 第62条に規定する取得し得る教員免許状の改正規定は、平成2年度入学生より適用し、平成元年度以前に入学した者の取得し得る教員免許状は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定および平成2年4月1日施行の附則(1)、平成3年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 (平成10年度まで)	入 学 定 員 (平成11年度)
法 学 部	法 学 科	350名	350名
法 学 部	行 政 学 科	200名	200名
商 学 部	商 学 科	300名	250名
商 学 部	経 営 情 報 学 科	200名	200名

- (2) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成4年度入学生より適用し、平成3年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する授業料の改正規定は、平成5年度入学生より適用し、平成4年度以前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

- (1) 第3条に規定する学部学科の組織のうち商学部経営情報学科は、平成6年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
- (2) 第8条の規定にかかわらず、平成6年度から平成11年度までの入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
経 営 情 報 学 部	経 営 情 報 学 科	200名

- (3) 第9条に規定する別表Ⅲの改正規定は全学年に適用する。ただし、法学部法学科及び商学部商学科の平成5年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅰの授業料、教育充実費等の改正規定は、平成6年度入学生より適用し、平成5年度以前に入学した者の授業料、教育充実費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Ⅰの改正規定は全学年に適用する。ただし、法学部行政学科の平成6年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第26条に規定する入学試験検定料及び第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費等の改正規定は、平成7年度入学生より適用し、平成6年度以前に入学した者の授業料、教育充実費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費等の改正規定は、平成8年度入学生より適用し、平成7年度以前に入学した者の授業料、教育充実費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- (1) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成9年度入学生より適用し、平成8年度以前に入学した者の教育充実費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、商学部経営情報学科の廃止に係る文部大臣の認可の日(平成9年8月5日)から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、当該学部学科の平成9年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条に規定する経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (3) 第17条に規定する履修単位数の最高限度に係る改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅲの授業料、教育充実費の改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の授業料、教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- (1) 第8条の規定および平成2年4月1日施行の附則(1)、平成4年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、商学部商学科の平成11年度の入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
商 学 部	商 学 科	300名

- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科の平成10年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (3) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成11年度入学生より適用し、平成10年度以前に入学した者の教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- (1) 第8条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る入学定員の改正規定は、平成12年度より適用する。
- (2) 第8条の規定および平成2年4月1日施行の附則(1)、平成3年4月1日施行の附則(1)、平成4年4月1日施行の附則(1)、平成6年4月1日施行の附則(1)、平成11年4月1日施行の附則(1)にかかわらず、法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科の平成12年度から平成15年度までの各年度の入学定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法 学 部	法 学 科	334名	318名	302名	286名
法 学 部	行 政 学 科	190名	180名	170名	160名
商 学 部	商 学 科	280名	260名	240名	220名

- (3) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、法学部法学科・商学部商学科の教職課程（当該学部学科の専門教育科目のうち、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」をいう）に係る別表Ⅰの改正規定は、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。
- (4) 第37条に規定する別表Ⅲの教育充実費の改正規定は、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前に入学した者の教育充実費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成12年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- (1) 第3条の規定にかかわらず、従前の規定による法学部行政学科は、平成14年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成13年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

- (3) 第62条第2項に規定する本大学で取得し得る教員免許状の種類の改正規定は、平成14年度入学生より適用し、平成13年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 平成14年4月1日施行の法学部行政学科の法学部政治行政学科への名称変更に伴い、臨時的定員に係る平成12年4月1日施行の附則(2)に定める法学部行政学科の名称を、平成14年度以降、法学部政治行政学科に改める。

学 部	学 科	入 学 定 員	
		平成14年度	平成15年度
法 学 部	法 学 科	302名	286名
法 学 部	政 治 行 政 学 科	170名	160名
商 学 部	商 学 科	240名	220名

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成14年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条に規定する商学部商学科に係る別表Iの改正規定は、平成15年度入学生より適用し、平成14年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。ただし、教育効果を考慮し、一部の新設科目等については教育上支障のない場合に限り、別に定める経過措置に基づき平成14年度以前に入学した者に適用することができる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成15年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第9条並びに第65条に規定する社会教育主事養成に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。
- (3) 第17条に規定する各学年における履修単位数の最高限度の改正規程は、平成16年度入学生より適用し、平成15年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 第20条に規定する学業成績の評価に係る改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成16年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、商学部商学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成17年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- (2) 第62条第2項に規定する本大学で取得し得る教員免許状の種類の改正規定は、平成18年度入学生より適用し、平成17年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- (1) 第2条及び第3条の規定にかかわらず、従前の規定による商学部商学科は、平成19年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成18年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成19年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、平成20年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。ただし、法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科の「基礎演習」、及び教職課程（当該学部学科の専門教育科目のうち、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」をいう）に係る別表Iの改正規定は平成22年度入学生より適用し、平成21年度以前に入学した者の履修については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第9条第2項に規定する学生が所属する学部学科の分野以外の特定分野又は特定課題に関する教育課程については、平成24年入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Iの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第69条に規定する管理栄養士国家試験の受験に際し必要な基礎資格に関する科目の改正規定は、全学年に適用する。但し、平成24年度以前に入学した者の、従前の規定に基づき既に修得した単位の取扱いについては、改正に係る授業科目の教育内容の整合性に鑑み、別に定める経過措置に基づき読み替える。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する別表Iの改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 第10条に規定する授業科目の単位数の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。但し、平成26年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 第3条に規定する学部学科の組織のうち経営情報学部経営情報学科は、平成28年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
- (2) 平成28年度以降の法学部法学科及び経営情報学部経営情報学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
法 学 部	法 学 科	920名	870名	820名	800名
経営情報学部	経営情報学科	550名	350名	150名	実員(留年者)

- (3) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Iの改正規定は、全学年に適用する。但し、平成27年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の外国語教育科目の必修単位の変更、及び法学部法学科の専門教育科目の演習の履修方法に係る変更に関し別に定めるところを除き、全学年に適用する。なお、平成28年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科に係る別表Ⅰの改正規定のうち、外国語教育科目の必修単位の変更に関わるものについては平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 第13条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の外国語教育科目の履修方法、及び第15条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の専門教育科目の履修方法、並びに第18条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、健康栄養学部管理栄養学科の卒業に要する単位の改正規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 第9条に規定する健康栄養学部管理栄養学科の授業科目の改正規程のうち、第13条に規定する同学部同学科の外国語教育科目の履修方法、及び第15条に規定する同学部同学科の専門教育科目の履修方法、並びに第18条に規定する同学部学科の卒業に要する単位の改正規定に基づき改正する専門教育科目「栄養学基礎英語Ⅰ」、「栄養学基礎英語Ⅱ」の改正規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (5) 第9条に規定する法学部法学科の授業科目の改正規定のうち、専門教育科目「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」、「演習Ⅴ」、「演習Ⅵ」、「法学総合」に係る改正規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、経営情報学部経営情報学科、健康栄養学部管理栄養学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。なお、平成29年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 前号の規定に関わらず、第9条に規定する現代ビジネス学部現代ビジネス学科の専門演習関係科目を必修科目とする改正に係る規定は平成30年度入学生より適用し、平成29年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 前々号の規定に関わらず、第9条に規定する健康栄養学部管理栄養学科の「栄養英語」及び「栄養学基礎英語」の改正に係る規定は平成29年度入学生より適用し、平成28年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

- (1) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科、国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科に係る別表Ⅰの改正規定は、全学年に適用する。なお、平成30年度以前に入学した者の履修についての経過措置は、別に定める。
- (2) 第9条に規定する法学部法学科、法学部政治行政学科、経営学部経営学科、スポーツ科学部スポーツ科学の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う別表Ⅰの改正規定は平成31年度入学生より適用し、平成30年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 第62条に規定する本大学において取得し得る教員免許状の種類に関する規定は平成31年度入学生より適用し、平成30年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (4) 経営情報学部経営情報学科は、平成31年3月31日を以って廃止する。